



全社協・地域福祉部 News File No.151

令和4年12月5日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室
全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

今こそ読み直したい『NORMA 社協情報』（バックナンバー）

- 社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉推進委員会「第3回今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」（令和4年11月30日）
- 全社協地域福祉推進委員会「全国社会福祉法人経営者協議会との意見交換」（令和4年11月30日）
- 全社協政策企画部「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会報告書 中間とりまとめ」（令和4年11月29日）
- 全国ホームヘルパー協議会「介護保険制度改正等に向けた要望」（令和4年11月29日）
- 全社協地域福祉部「令和4年度日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅱ」（令和5年2月9日～10日）
- 全社協地域福祉部「令和4年度総合相談・生活支援事例検討会」（令和5年1月24日）
- 中央福祉学院「第10期社会福祉士通信課程短期養成コース」（第一次募集締切：令和5年1月31日）

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第103回社会保障審議会介護保険部会」（令和4年11月28日）
- 内閣官房「第7回公的価格評価検討委員会」（令和4年12月2日）
- 内閣官房「第5回孤独・孤立対策推進会議」（令和4年12月1日）
- 内閣府「令和4年第15回経済財政諮問会議」（令和4年12月1日）
- 財務省「令和5年度予算の編成等に関する建議」（令和4年11月29日）
- 衆議院「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」（令和4年11月21日）
- 厚生労働省「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」（令和4年12月1日）
- 厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例の改訂等」（令和4年11月29日）

情報提供・ご案内

- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「第3回シンポジウム きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」（令和4年12月20日）

< 配信先 >

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部、市区町村社会福祉協議会

<< 配信元 >>

全国社会福祉協議会 地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室/全国ボランティア・市民活動振興センター

TEL：03-3581-4655 E-mail c-info@shakyo.or.jp



▲画像をクリックすると該当ページにジャンプします。

今こそ読み直したい『NORMA 社協情報』（バックナンバー）

◎ 会報誌『NORMA 社協情報』のバックナンバーから、今後の社協活動・事業を考える上で、再度、読み直したい内容・実践事例等を紹介しします。

社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働

- 『NORMA 社協情報』の No.346～No.355 の連載「社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働～ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて～」では、社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働の実践事例を紹介しています。
- また、No.336～No.345 の連載「ともに歩もう！社会福祉法人」では、社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働に向けて、地域における公益的な取組の活動事例を交えながら、全国社会福祉法人経営者協議会の関係者から社協への期待や今後の展開についてご執筆いただいています。

連載「社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働～ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて～」

- 第 1 回 社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働による「はだの地域公益事業基金」の取り組み
(神奈川県・秦野市社会福祉協議会)
- 第 2 回 社会福祉法人・NPO 法人との法人間連携による「多久市地域貢献推進協議会」の新たな地域づくり
(佐賀県・多久市社会福祉協議会)
- 第 3 回 長門市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の取り組み
(山口県・長門市社会福祉協議会)
- 第 4 回 東松島市社会福祉法人連絡会の取り組み
(宮城県・東松島市社会福祉協議会)
- 第 5 回 「美馬市くらしサポートネット事業」の取り組み
(徳島県・美馬市社会福祉協議会)
- 第 6 回 のみ社会福祉法人連絡会との連携・協働によるふれあい弁当
(石川県・能美市社会福祉協議会)
- 第 7 回 五條市内社会福祉法人連絡会による総合相談「いきいき相談ネット」
(奈良県・五條市社会福祉協議会)
- 第 8 回 ごてんば福祉施設協働事業「絆（わ）」の取り組み
(静岡県・御殿場市社会福祉協議会)
- 第 9 回 那覇市社会福祉法人等施設連絡会「ちゅいネットはな」における 7 つの活動
(沖縄県・那覇市社会福祉協議会)
- 第 10 回 江田島市内の社会福祉法人による災害時相互応援連絡協定「江田島市災害福祉ネットワーク」
(広島県・江田島市社会福祉協議会)

連載「ともに歩もう！社会福祉法人」

- 第 1 回 社協との連携・協働の思い：タグを組んで支援の幅を広げる
(鹿児島県・社会福祉法人常盤会 理事長 久木元 司)
- 第 2 回 社協との連携・協働の思い：しゃきょうさん
(滋賀県・社会福祉法人六心会 理事長 堤 洋三)
- 第 3 回 社協との連携・協働の思い：気軽に声をかけられる法人でありたい
(栃木県・社会福祉法人同愛会 常務理事 菊地 月香)
- 第 4 回 社協との連携・協働の思い：三人寄れば文殊の知恵
(福岡県・社会福祉法人日本傷痍者更生会 理事長 花田 利生)
- 第 5 回 社協との連携・協働の思い：地域共生社会の実現のために
(兵庫県・社会福祉法人山路福祉会 業務執行理事 澤村 安由里)
- 第 6 回 社協との連携・協働の思い：社協こそが社会福祉法人の協働・連携の要
(山口県・社会福祉法人松美会 事務局長 辻中 浩司)
- 第 7 回 社協との連携・協働の思い：広がれ、おおた福祉ネット
(東京都・社会福祉法人大洋社 常務理事 斎藤 弘美)
- 第 8 回 社協との連携・協働の思い：社協のプラットフォームとしての役割に期待
(香川県・社会福祉法人サンシャイン会 理事長 川西 基雄)
- 第 9 回 社協との連携・協働の思い：地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人・福祉施設と社協のさらなる連携・協働
(熊本県・社会福祉法人肥後自活団 常務理事 塘林 敬規)
- 第 10 回 社協との連携・協働の思い：社協が培ってきた地域からの信頼性に期待
(大阪府・社会福祉法人堺暁福祉会 理事 宮田 裕司)

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク NORMA 社協情報バックナンバー
https://www.zcwvc.net/member/mag_norma/backnumber/

全社協からのお知らせ

全社協地域福祉推進委員会「第3回今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」（令和4年11月30日）

令和4年11月30日、全社協地域福祉推進委員会「第3回今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」（委員長：村岡 晃 高知県・高知市社会福祉協議会 常務理事）が開催され、①「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」の改定、②日常生活自立支援事業におけるキャッシュレス化に伴う課題整理等について検討が行われました。

「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」の改定に関しては、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえた今後の取り組みとして、①権利擁護支援を通じた地域づくり、②権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築、③中核機関の設置・受託推進、④日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携、⑤権利擁護支援の担い手の確保・育成、⑥法人後見の受任体制の検討、⑦受任調整（マッチング）や後見人支援の取り組み、⑧身寄りのない人への支援、⑨社会福祉法人・福祉施設や企業等との連携、⑩不正防止の徹底、⑪財源確保（公的財源、民間財源（遺贈等含む））を論点に検討を進めました。

また、日常生活自立支援事業におけるキャッシュレス化に伴う課題整理等に関しては、キャッシュレス決済の利用に伴う現状と課題、支援にあたっての基本的な考え方とポイントについて検討が行われました。

全社協地域福祉推進委員会「全国社会福祉法人経営者協議会との意見交換」（令和4年11月30日）

令和4年11月30日、全社協地域福祉推進委員会「企画小委員会」（委員長：越智 和子 香川県・琴平町社会福祉協議会 会長）は、社協と社会福祉法人・福祉施設のさらなる連携・協働に向けて、全国社会福祉法人経営者協議会「社会福祉法人連携推進委員会」（委員長：庄子 清典 宮城県・社会福祉法人青葉福祉会 理事長）と意見交換を行いました。

全社協地域福祉推進委員会と全国社会福祉法人経営者協議会は、社協と社会福祉法人・福祉施設のさらなる協働の推進に向けた協議を行い、令和2年7月31日に「ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けた共同宣言～社協と社会福祉法人のさらなる連携・協働へ～」をとりまとめました。

この共同宣言をもとに、全社協地域福祉推進委員会では、「社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働推進方策～包括的な支援体制の構築と「連携・協働の場」としての社協の役割発揮に向けて～」(令和3年6月)、全国社会福祉法人経営者協議会では、「社会福祉法人のネットワーク推進に向けた経営協の取組方針～経営協組織としての取組方針と都道府県経営協における工夫と方策事例～」(令和3年3月)をとりまとめ、共同宣言の具体化に向けた取り組みを推進してきました。

今回の会合では、共同宣言以降の各団体の取り組み状況や社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働の現状と課題について共有を図るとともに、社協と社会福祉法人・福祉施設のさらなる連携・協働に向けて、意見交換が行われました。

現在、連携・協働や取り組みが進んでいないところへのアプローチとして、今後、例えば、「生活困窮者の支援」や「防災・災害対策」等のテーマを設定していくことが効果的ではないかという意見が出されました。

全社協地域福祉推進委員会と全国社会福祉法人経営者協議会では、社協と社会福祉法人・福祉施設のさらなる連携・協働に向けて、今後も継続的に意見交換を実施していくこととしています。

全社協政策企画部「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会報告書 中間とりまとめ」（令和4年11月29日）

コロナ禍のなか、全国の社協は、政府からの要請を受け、令和2年3月25日より生活福祉資金特例貸付（コロナ特例貸付）を実施し、経済的な支援を必要とする人びとを支え続けてきました（令和4年9月末までの2年半で約380万件）。この間、社協ではコロナ特例貸付の窓口で、生活に困窮する人びとに向き合い、顕在化したさまざまな地域生活課題に直面しつつ支援を行ってきました。

こうした経験をふまえ、全社協では、次の3点を目的として、令和3年10月に検討会（委員長：宮本太郎 中央大学教授）を設置し、検討を重ねてきました。

- ① コロナ特例貸付をめぐる動向を整理し、社協がこの間、コロナ特例貸付にどう取り組んできたのか、その実態と課題を明らかにすること
- ② コロナ特例貸付がいち早く対応することになったが、わが国のセーフティネットは生活困窮者支援のあり方として十分に機能したのか等を検証すること
- ③ 今後、このような非常事態になった場合の生活困窮者支援策について国に提言すること

この検討会には、社協関係者として、滋賀県社会福祉協議会の谷口 郁美 専務理事兼事務局長、兵庫県社会福祉協議会の荻田 藍子 福祉支援部長、香川県社会福祉協議会の日下直和 事務局長、豊島区民社会福祉協議会の田中 慎吾 総務課長が参画しました。

検討会では、コロナ特例貸付の借受人の状況と社協の取り組みを明らかにするための調査分析を行うとともに、有識者のヒアリング、検討会における協議を行い、今般、「中間とりまとめ」を行いました。

コロナ特例貸付は、突然の減収や失業等により経済的に困窮した人びとに迅速に生活資金を届けることで生活を支えるという役割を果たしてきました。その一方で、迅速な貸付が優先されたため、必要な相談支援ができないまま、貸付件数が増えていくという状況になってしまいました。

しかし、そのなかにあっても、社協では貸付だけではなく、社協のもつネットワークを活用し、生活に困窮する人びとへの相談支援、生活支援等に取り組んできました。

本中間とりまとめでは、コロナ特例貸付にかかる調査結果とコロナ禍における生活困窮者支援の実践をもとに、早期実現が求められる「緊急要望」と今後の社会保障・セーフティネットの再構築に向けての「提言」を行っています。

全社協では、本中間とりまとめ等をもとに、厚生労働省や国に対して提言活動等を展開するとともに、年内を目途に「最終報告」をとりまとめる予定としています。

緊急要望（概要）

社協をはじめ社会福祉関係者に求められることは単なる償還（返済）対応ではなく、コロナ禍で顕在化した生活困窮者の生活再建など、生活支援・相談支援を強化していくことである。そのため、体制の強化等、早急に実現を図る必要がある事項に関し、緊急要望とした。

- ① コロナ禍で顕在化・深刻化した生活課題に対し、包括的・継続的な支援ができるよう、生活困窮者自立支援事業の拡充をはじめ、生活困窮者を支援する体制の強化を早期に実現すること
- ② 長期にわたる償還支援、生活再建の支援を行うため、社協体制の整備・強化を早急に実現すること
- ③ コロナ特例貸付の償還免除要件の拡大を含め、さらなる対応を図ること

提言－社会保障、セーフティネットの再構築に向けて（概要）

- ① コロナ特例貸付等の実態や現場の課題認識をふまえ、国として緊急時や災害時における困窮者の支援措置のあり方を早期に検討し、実現すること
- ② 生活福祉資金の今後のあり方について、コロナ特例貸付の経験をふまえた見直しを行い、そのための社協の相談支援体制等を整備すること
- ③ 生活保護制度を必要な人に届く仕組みにするため、財源と人員両面で必要な措置を図ること
- ④ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の双方が、それぞれの制度基盤を拡充しつつ、効果的に連携できるようにすること
- ⑤ 生活困窮者支援に既存の社会福祉法人・社会福祉施設等の活用を図っていくこと
- ⑥ 社会保障の枠組みに「住まい」を位置づけ、「住宅付き包括支援体制」の構築を図っていくこと
- ⑦ 新たな困難層として浮上した自営業者・フリーランス向け支援を拡充し、休業補償等の仕組みを検討すること

全社協 「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会」報告書
https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/teigen/seisakui/Snet_sys/index.html

全国ホームヘルパー協議会「介護保険制度改正等に向けた要望」(令和4年11月29日)

令和4年11月29日、全国ホームヘルパー協議会（会長：田尻 亨）は、在宅ケアの最前線と最後の砦を担うホームヘルパーの立場から介護保険制度の改正に向けた要望書を提出しました。

今回の要望書では、訪問介護の現場実態を踏まえ、①訪問介護の事業継続を可能とする基本報酬の引き上げ、②人材確保の取り組みに対する支援と訪問介護の魅力発信、③ホームヘルパーの役割や専門性に対する評価、④サービス提供責任者の業務に対する適切な評価、⑤軽度者（要介護1、2）の生活援助等の総合事業への移行には反対、⑥原油価格・物価高騰等に対する訪問介護事業所への支援、⑦既存の訪問介護と連携できる複合型のサービス類型の制度設計を要望しています。

**介護保険制度改正等に向けた要望
 ～在宅ケアの最前線と最後の砦を担うホームヘルパーの専門性の発揮に向けて～**

コロナ禍においても、在宅ケアの最前線と最後の砦を担うホームヘルパーは、自身の感染や利用者間の感染を媒介してしまうことへの不安を抱えつつも、感染対策を徹底し、利用者の重度化防止、自立支援に向けてサービスを継続しています。

他方で、2040年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となっていますが、なかでも、ホームヘルパーの人材確保は非常に深刻な状況で、担い手の高齢化も進んでいます。

利用者が住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるよう、ホームヘルパーが支援を行い、その専門性を十分に発揮し、やりがいを持って働けることができるよう、介護保険制度改正及び介護報酬改定にあたっては、以下の事項について要望いたします。

【要望事項】（概要）

1. 訪問介護の事業継続を可能とする基本報酬の引き上げ
2. 人材確保の取り組みに対する支援と訪問介護の魅力発信
3. ホームヘルパーの役割や専門性に対する評価
4. サービス提供責任者の業務に対する適切な評価
5. 軽度者（要介護1、2）の生活援助等の総合事業への移行には反対
6. 原油価格・物価高騰等に対する訪問介護事業所への支援
7. 既存の訪問介護と連携できる複合型のサービス類型の制度設計

全国ホームヘルパー協議会 介護保険制度改正等に向けた要望
<https://www.homehelper-japan.com/>

全社協地域福祉部「令和4年度日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅱ」（令和5年2月9日～10日）

日常生活自立支援事業の専門員は、利用者の意思決定支援を基本に、権利擁護を図り、地域での自立した生活を支援していく役割が求められています。また、近年、地域のニーズはますます複雑化・複合化し、さまざまなケースへの対応を求められており、ソーシャルワーカーとしての専門性をさらに高めていく必要があります。

標記研修は、次のことを目的に開催いたします。

- ①多様化・複合化する課題への対応や利用者に必要な支援を行うための連携のあり方について学ぶ。
- ②事例検討の視点や手法を学ぶことにより、相談援助職として自らの実践をふりかえり、その後の援助内容に活かしていく自己検証能力を強化する。

令和4年度日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅱ

- 【日 程】 令和5年2月9日（木）～2月10日（金）
 - 【開催方法】 会場参加とオンライン（zoom）のハイブリッド開催
 - 【参加対象】 ①日常生活自立支援事業における業務経験が満2年以上の専門員（開催日時時点で専門員の経験年数が3年目に入っている方）
②都道府県・指定都市社協の日常生活自立支援事業の担当職員
 - 【参加費】 1名につき5,000円
 - 【定 員】 会場参加／80名 ライブ配信／150名 いずれも※先着順
 - 【申込方法】 以下の申込サイトより申込。
〔申込サイト〕 <https://www.mwt-mice.com/events/senmon2-2022/login>
 - 【締 切 日】 令和4年12月22日（木）
 - 【主な内容】
- ※事前課題として、自らの日頃の支援を振り返り、「事例概要提出シート」を提出。
- ①行政説明：成年後見制度利用促進の動向と日常生活自立支援事業への期待
厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室
 - ②基調説明：日常生活自立支援事業を取り巻く環境
高橋 良太（全社協地域福祉部長）
 - ③演習：アイスブレイク（グループにて自己紹介、専門員としての活動の振り返り）
 - ④講義と演習：個別支援における多機関・多職種連携
上原 久 氏（Optim's-pt 代表）
山下 浩司 氏（長崎県・大村市社会福祉協議会 事務局次長）
 - ⑤実践報告と演習：日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携
実践報告者：調整中
進行：水島 俊彦 氏（日本司法支援センター（法テラス）本部 弁護士）
 - ⑥講義：事例検討の意義と進め方
福島 喜代子 氏（ルーテル学院大学 教授）
 - ⑦演習：事例検討①②
事例提供者：参加者の中から①②とも各1名
進行：福島 喜代子 氏（ルーテル学院大学 教授）
コメンテーター・事例検討補助：
上原 久 氏（Optim's-pt 代表）
山下 浩司 氏（長崎県・大村市社会福祉協議会 事務局次長）
関根 裕恵氏（東京都・西東京市社会福祉協議会福祉支援課 課長）
 - ⑧演習：振り返りとまとめ
 - ⑨講義：総括
福島 喜代子 氏（ルーテル学院大学 教授）

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク | 令和4年度日常生活自立支援事業専門員実践力強化研修会Ⅱ
<http://www.zcwwc.net/member/news/2022/11/18/4714/>

全社協地域福祉部「令和4年度総合相談・生活支援事例検討会」（令和5年1月24日）

ニーズの多様化や複合的な課題への対応に向けて、包括的な支援体制の構築が求められており、社協はその中核的な役割が期待されています。そのため、社協が作りあげてきた地域の資源やネットワークを活かすとともに部門間連携を図り、社協の総合力を強化（向上）することが重要です。

本事例検討会では、事業・部署を横断した事例検討を通じた、多様な視点からの利用者理解、事業・部署間の連携、個別支援と地域支援の一体的な展開を学ぶことをめざします。

令和4年度総合相談・生活支援事例検討会

【日 時】 令和5年1月24日（火）10：20～16：30

【開催方法】 オンライン（zoom）

【参加対象】 市区町村社協、都道府県・指定都市社協職員

【参加費】 1名につき3,000円

【定 員】 120名 ※先着順

【申込方法】 以下の申込サイトより申込。

〔申込サイト〕 <https://www.mwt-mice.com/events/jirei2022/login>

【締 切 日】 令和4年12月20日（火）17：00

【主な内容】

※事前課題として、これまでの相談事例を振り返り、「事例提出シート」を提出。

①実践報告：事例検討会を通じた社協内連携や支援体制づくりについての実践報告を聞き、事業・部署を横断した連携や包括的な支援の必要性について学ぶ。

講師・コーディネーター：川島 ゆり子 氏（日本福祉大学教授）

実践報告者：藤盛 智子 氏（神奈川県・横浜市社会福祉協議会 地域活動部地域福祉課）

松下 弥里 氏（兵庫県・伊丹市社会福祉協議会 伊丹市地域包括支援センター長）

②事例検討：事例検討を通して、多様な視点から利用者理解を深めること等を体験し、社協内での事業・部署を横断した連携・体制づくりをめざす。

事例提供者：参加者の中から1名（事前課題から、1事例を選定）

進行：川島 ゆり子 氏（日本福祉大学教授）

③全体の振り返り・まとめ：社協の総合力強化に向けて、必要となる連携の重要性や事例検討を通じた個別支援と地域支援の一体的な展開について総括。

【参考】社協内連携の実践事例

NORMA 社協情報 No.325（2019年3月号）

特集：総合力を発揮するための社協内連携の推進

● 地域の生活課題の解決に向けた部署横断の事例検討や、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を通じた部署内の連携の強化等について、全国の取り組みを紹介。

実践事例①総合相談支援体制の構築に向けた「課題調整会議」による社協内連携の強化

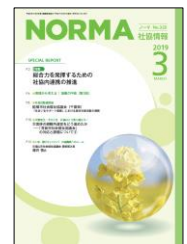
兵庫県・伊丹市社会福祉協議会

実践事例②部署横断の事例検討会で“暮らしをまもる”社協の総合力へ

大阪府・堺市社会福祉協議会

実践事例③地域課題の見える化と課題解決に必要な支援体制づくり～市社協全体での寄り添い支援に向けて～

三重県・伊勢市社会福祉協議会



地域福祉・ボランティア情報ネットワーク NORMA 社協情報バックナンバー

https://www.zcwvc.net/member/mag_norma/backnumber/

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 令和4年度総合相談・生活支援事例検討会

<https://www.zcwvc.net/member/news/2022/11/18/4709/>

中央福祉学院「第10期社会福祉士通信課程短期養成コース」(第一次募集締切:令和5年1月31日)

現在、わが国では、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの専門職として総合的な実践能力を有する社会福祉士への期待が高まり、その活躍の場は、医療・教育・司法といった領域にまで広がりがつつあります。

中央福祉学院では、「第10期社会福祉士通信課程短期養成コース」の受講生を募集しています。

全国の**社会福祉協議会**の職員の皆様の専門性の更なる向上、キャリアアップに向けて、ぜひ本短期養成コースの受講をご検討ください。

第10期社会福祉士通信課程短期養成コース

<5つの大きな特色>

①社会福祉士短期養成校の中で受講者数・合格者数は全国1位

- 受講者は、全国の社会福祉士短期養成校の中で最も多く、前回の第34回社会福祉士国家試験では、短期養成施設の中で最多の162人の合格者が生まれました。

②働きながら学ぶ・国家資格取得を目指す

- 土日を中心にスクーリング
- 選べる3会場(東京会場・神戸会場・ロフォス)
- 相談援助業務をしながら確実に学べる
- 社会福祉主事資格取得(養成機関卒業)後、さらなるステップアップができる

③相談援助に熟知した多彩な講師陣による指導

- ソーシャルワーカーとしての力量を磨く、実践事例に基づいた演習内容による学び
- 演習とレポートを組み合わせ、インプット・アウトプットを繰り返す学習

④充実した国家試験対策

- 国家試験に頻出項目の情報提供(メールニュース・オリジナル試験対策)
- オプションで試験対策講座や模擬試験(複数回)を実施

⑤経済的負担を軽減

- 専門実践教育訓練給付金制度厚生労働大臣指定講座再指定申請中
- 入学選考料免除となる所属長推薦申込制度有り

<コース概要>

【修業期間】令和5年4月16日～令和6年1月15日(9か月間)

【費用】授業料188,400円 選考料5,100円(推薦申込の場合は不要)

※「相談援助実習」が必要な方は、別途実習指導料234,300円が必要。

【定員】560名

【申込期限】(第一次募集) **令和5年1月31日**

【入学要件】中央福祉学院等の社会福祉主事養成機関を修了後(※)、指定施設における相談援助業務に2年以上従事した方等。

(※) いわゆる「3科目主事」や「社会福祉主事講習会」は含まれない。

<相談援助業務の実務経験として認められる**社協**関連の主な職種>

施設・事業等種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援業務	専門員 相談援助業務を行っている職員
市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要保護者に対するものに限る。)
生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労支援員 家計改善支援員(家計相談支援員を含む)
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員

中央福祉学院 第10期社会福祉士通信課程短期養成コース

https://www.gakuin.gr.jp/training/course_socialworker/

制度・施策等の動向

厚生労働省「第103回社会保障審議会介護保険部会」(令和4年11月28日)

令和4年11月28日、「第103回社会保障審議会介護保険部会」(部会長：菊池 馨実 早稲田大学理事・法学学術院教授)が開催され、全世代型社会保障構築会議での論点整理(案)が報告されるとともに、介護保険制度の改正に向けて給付と負担について協議が行われました。

現在10割給付となっている(利用者負担を求めている)ケアマネジメントに関する給付の在り方や軽度者(要介護1・2)への生活援助サービス等に関する給付の在り方(総合事業への移行)に関して、以下の論点が示されました。

ケアマネジメントに関する給付の在り方

- ケアマネジメントに関する給付の在り方については、
 - ・ 制度創設時に10割給付とされた趣旨及び現在のケアマネジメントの定着状況
 - ・ 導入することにより利用控えが生じうる等の利用者への影響や、セルフケアプランの増加等によるケアマネジメントの質への影響
 - ・ 利用者負担を求めている他の介護保険サービスや、施設サービス利用者等との均衡
 - ・ ケアマネジャーに期待される役割と、その役割を果たすための処遇改善や事務負担軽減等の環境整備の必要性
 等の観点からどのように考えるか。

軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- 軽度者(要介護1・2)への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、
 - ・ 総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向
 - ・ 認知症の者も多い要介護1・2の者について、その要介護状態に応じて必要となるサービスの質や内容
 - ・ 今後の介護サービス需要の大幅な増加や、訪問介護サービスで特に顕著である人材不足の状況を踏まえた見直しの必要性
 等の幅広い観点から、どのように考えるか。
- また、検討に当たって、現行の総合事業に関する評価・分析は重要な観点の1つとなること、従前相当サービスやそれ以外のサービスの効果や、地域の受け皿の整備状況(多様な主体の活用等)について具体的にどのような観点で評価するか。今後、総合事業を充実化していくために必要な取り組み・見直しとしてどのようなことが考えられるか。

厚生労働省 第103回社会保障審議会介護保険部会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29318.html

内閣官房「第7回公的価格評価検討委員会」(令和4年12月2日)

令和4年12月2日、「第7回公的価格評価検討委員会」(座長：増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授)が開催され、医療、介護、障害、保育・幼児教育分野での費用の見える化の対応状況について厚生労働省及び内閣府に対してヒアリングが行われるとともに、費用の継続的な見える化について協議が行われました。

「費用の継続的な見える化」については、職員の処遇改善を行うに当たって、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要であるとしています。

その上で、介護分野においては、職種ごとの給与費の合計額等を継続的に把握できるよう対応すべきであるとしています。

費用の継続的な見える化について（案）

1. 基本的な考え方

- 本委員会の「中間整理」で整理したとおり、処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。
- しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において、順次進めていく必要がある。

2. 今後の取組

(1) 共通事項

- 看護職員、介護・障害福祉職員、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の処遇改善について、令和4年10月から、診療報酬等により給与を恒久的に3%程度引き上げるための措置が講じられている。まずはこの措置について、厚生労働省、内閣府において、職員の給与にどのように反映されているか等の検証を行うべきである。
- また、各分野の経営実態調査等について、その性質も踏まえつつ、調査について指摘されている課題の改善を図りながら、調査が実施された際には、今後とも分析を継続的に行うべきである。

(2) 個別の分野ごとの取組

①医療分野

- 医療法人については、厚生労働省において、施設別の詳細な経営情報の提出を求め、医療法人の経営情報のデータベースを構築する新たな制度を検討している。継続的な費用の見える化を進める観点から、新たな制度について、令和5年度の可能な限り早期に開始することを目指し、必要な法案提出等の作業を進めるべきである。
- また、職種ごとの給与費の合計額等については、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上を図る観点からは、本来、新しい制度の中で提出を義務とすることが極めて重要である。
- このため、仮に職種ごとの給与費の合計額等の提出を直ちに義務とすることが難しいとしても、新しい制度の発足後、提出を強力かつ継続的に求めるとともに、その施行状況を踏まえ、義務化も含めて不断の改善を図るべきである。

②介護分野

- 介護サービス事業者については、厚生労働省において、経営状況を詳細に把握・分析し、介護保険制度に係る施策の検討等に活用できるよう、介護サービス事業者が財務情報等の経営に係る詳細な情報を定期的に都道府県知事に届け出ることとし、厚生労働大臣が当該情報に係るデータベースを整備することを検討している。
- また、介護サービス情報公表制度についても、介護サービス事業者の財務状況を公表することを検討している。
- こうした取組は、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上に資するものであり、必要な法案提出を含め、次期介護保険制度改正において着実に実施すべきである。その上で、データベースの整備に当たっては、医療分野と同様、職種ごとの給与費の合計額等を継続的に把握できるよう対応すべきである。

③障害分野

- 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務書類の報告・公表が義務化されているにもかかわらず、「障害福祉サービス等情報検索」での財務状況の公表が低調となっている（全事業所等の4割程度）。このため、障害福祉サービス等事業者については、法令に従って財務状況を公表するよう徹底するべきである。
- また、医療分野、介護分野で検討が進められている経営情報のデータベース化の状況を踏まえ、医療分野、介護分野と同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。

④保育・幼児教育分野

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査については、直近の調査が令和元年度とされている。職種ごとの給与費等の継続的な把握につながるよう、定期的な調査の実施について検討すべきである。
- また、他の分野における財務書類の報告・公表や経営情報のデータベース化の実施・検討の状況を踏まえ、同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。

内閣官房 第7回公的価格評価検討委員会

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kouteki_kakaku_hyouka/dai7/gjjsidai.html

内閣官房「第5回孤独・孤立対策推進会議」(令和4年12月1日)

令和4年12月1日、「第5回孤独・孤立対策推進会議」(議長：小倉 将信 孤独・孤立対策担当大臣)が開催され、孤独・孤立対策の重点計画について協議が行われました。

今回の会議では、孤独・孤立対策の重点計画の見直しに向けて、孤独・孤立対策の重点化と孤独・孤立の「予防」の観点から今後必要とされる施策に関する論点が示されました。

「孤独・孤立対策の重点計画」に関する議論の整理

【論点】孤独・孤立対策の重点化

- 令和3年実態調査の結果を踏まえ、「予防」の観点からの施策を推進。

【論点】孤独・孤立の「予防」の観点から、今後必要とされる施策

- 孤独・孤立についての理解・意識や機運の醸成等のため、情報発信・広報及び普及啓発、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育などに加え、豊かな人間関係づくりを推進。これらの推進は、令和3年実態調査の結果を活用しつつ、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果に沿って具体的な取組を進める。
- 日常生活環境において交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所は、気軽に相談したり早期対応につなげる場にもなる。日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「見える化」、市民による自主的な活動やボランティア活動を推進。

内閣官房 第5回孤独・孤立対策推進会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisakusuishin/dai5/siryou.html

内閣府「令和4年第15回経済財政諮問会議」(令和4年12月1日)

令和4年12月1日、「令和4年第15回経済財政諮問会議」(議長：岸田 文雄 内閣総理大臣)が開催され、①令和5年度予算編成の基本方針、②経済・財政一体改革における重点課題(社会保障)、③成長と分配の好循環について協議が行われました。

令和5年度予算編成の基本方針では、令和5年度予算編成にあたって、令和4年度第2次補正予算と一体として、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太方針2022)に沿ったメリハリの効いた予算とすることが確認されました。基本方針の基本的な考え方の中には、「全ての人生きがいを感じられ、多様性のある包摂社会を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍、孤独・孤立対策、就職氷河期世代への支援等に取り組む」ことが盛り込まれています。

また、経済・財政一体改革における重点課題(社会保障)については、家計の可処分所得の拡大に向けて、医療・介護費の増加の抑制の徹底や、給付と負担の見直しにより、現役世代の社会保険料負担の上昇を抑制することが重要であるとしました。

その上で、今後、サービス需要が特に高まる介護について、「ICT・AI・ロボットの活用により生産性向上を図るとともに、事業者の大規模化・協働化による経営・システム面の効率改善を進め、人材面・財政面で事業者の持続可能性が高まるよう基盤整備を進めるべき」、「地域で医療・介護サービスを一体的に提供する必要性が高まる中、NPO等の共助も重要な支え手として位置付けた上で、かかりつけ医機能が発揮される制度整備とも連携して、地域包括ケアシステムの深化を進めるべき」との意見が有識者議員から出されました。

内閣府 令和4年第15回経済財政諮問会議

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2022/1201/agenda.html>

内閣府 令和4年第15回経済財政諮問会議 記者会見要旨

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2022/1201/interview.html>

首相官邸 総理の一日(令和4年12月1日) 経済財政諮問会議

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202212/01keizai.html

財務省「令和5年度予算の編成等に関する建議」(令和4年11月29日)

令和4年11月29日、財政制度等審議会(会長:榊原 定征 東レ(株)社友・関西電力(株)取締役会長)の「令和5年度予算の編成等に関する建議」が公表されました。

今回の建議では、社会保障に関して、ウィズコロナに移行する中で、改めて、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全世代型で持続可能な制度を構築するための取組を加速すべき時であるとしています。

その上で、「生活困窮者自立支援制度」に関して、①自立相談支援事業への補助を支援実績に基づく仕組みへ再編、②「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の必須化に伴う広域実施と実績に応じた補助体系への改正が提言されています。

また、「介護保険の負担の在り方」に関して、第9期介護保険事業計画に向けて、要介護1・2への訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を目指し、段階的にでも、生活援助型サービスを始め、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を可能にすべきであると提言しています。

なお、今回の建議では、緊急小口資金等特例貸付に関する記述はありませんでした(この間の財政制度等審議会の建議「歴史の転換点における財政運営」(令和4年5月25日)、「令和4年度予算の編成等に関する建議」(令和3年12月3日)では緊急小口資金等特例貸付の記述あり)。

財政制度等審議会「令和5年度予算の編成等に関する建議」(令和4年11月29日)

Ⅱ 令和5年度(2023年度)予算編成の課題

1. 社会保障～ウィズコロナへの移行と全世代型への制度改革

(7) 生活保護

② 生活保護制度等の見直しに向けて

エ) 生活困窮者自立支援制度の見直し

- 生活困窮者自立支援制度は、生活保護制度に至る前の段階での自立を支援する制度として平成27年(2015年)4月に創設された。包括的な相談支援に加え、本人の状況に応じた各種支援を提供しており、生活保護制度とあわせて、生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネットを構成している。
- 前回の見直しから5年が経過し、足もと、制度見直しの検討が進められている。近年、新型コロナ対応もあって、予算の拡充が続いていることから、地域ごとの支援実績や現場の実態を踏まえ、必要な効率化を図るべきである。
- 全国に設けられた自立相談支援機関への相談件数は、コロナ禍において急増しており、生活に困難を抱える方々を各種の支援策につなぐ包括的な相談窓口として大きな役割を果たした。
- 他方、相談件数には地域的なばらつきが大きいにもかかわらず、国からの補助は主に人口を基準に配分している結果、相談1件当たりの事業費にも大きな差が生じている。これを改め、国による補助体系を支援実績に基づく仕組みに再編すべきである。
- また、今般の制度改革においては、任意事業である就労準備支援事業と家計改善支援事業の全国必須化が検討されている。
- 両事業の利用ニーズには大きな地域差があり、利用件数が年間数件にとどまる地域もある一方、これらの事業についても、主に人口をベースにした補助体系となっており、利用1件当たりの事業費が多額に上っている地方公共団体も散見される。
- 全国必須化によって、相談需要が見込めない地方公共団体にも人員確保を強いることで非効率な執行となることが懸念される。現在実施していない地方公共団体が存在する背景や理由等を十分に把握し、広域実施など地域の利用ニーズに応じた柔軟な実施を可能とするとともに、実績に応じた補助体系に改めるべきである。

財務省 令和5年度予算の編成等に関する建議

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20221129/index.html

衆議院「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」（令和4年11月21日）

令和4年11月21日、衆議院本会議において、障害者等の地域生活の支援体制の充実等を盛り込んだ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」が可決されました。

また、法律案に対して、「障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、加算を増やして報酬体系をいたずらに複雑化させないことに留意しつつ、必要な人員を確保し、適切なサービスが提供されるようにすること。また、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面し、経営への影響が懸念されている全国の障害福祉サービス事業所を支援するため、必要な措置を講ずること」等の30項目の附帯決議が付されました。

衆議院 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（概要）
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Horitsu/kourouBAD7E655608CDE6E492588F5001C1A6B.htm

衆議院 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou2BDCACF621D4DD51492588FE0022EE99.htm

厚生労働省「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」（令和4年11月30日）

令和4年11月30日、厚生労働省は、局長通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」を発出しました。

これまで、介護現場等において医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為でないと考えられるもの等については、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知）等において示されていましたが、今回の通知では、平成17年通知に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理しています。

具体的には、①在宅介護等の介護現場におけるインスリンの投与の準備・片付け、②血糖測定、③経管栄養、④喀痰吸引、⑤在宅酸素療法、⑥膀胱留置カテーテル、⑦服薬等介助、⑧血圧等測定、⑨食事介助等に関する行為が示されています。

厚生労働省 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221202G0020.pdf>

厚生労働省 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2895&dataType=1&pageNo=1

厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例の改訂等」（令和4年11月29日）

令和4年11月29日、厚生労働省は、事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例の改訂等について」を発出し、介護現場の文書負担軽減を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所等の指定申請等における様式例を示しました。

厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例の改訂等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001017995.pdf>

厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例の改訂等について（周知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001019003.pdf>

厚生労働省 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

情報提供・ご案内

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「第3回シンポジウム きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」（令和4年12月20日）

現在の日本社会は、人口減少、単独世帯・非正規労働者の増加、地域社会の変容（社会的交流や助け合う関係の減少）、個人が抱える生活課題の多様化・複合化等に直面し、孤独・孤立が生まれやすい状況に置かれています。また、8050問題やヤングケアラー、生活困窮者の増加等の社会問題化は、家族や雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下するなか、介護保険制度や子育て支援が十分な社会の支えとなれていないことを示唆しています。

困りごとは一度抱えると複合的な困難さが雪だるま式に増えやすく、結果対処不能となり孤独・孤立に陥ることが想定されます。「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の分科会2では、こうした「緊急事態」に対してどのような支援が届けられるか、どのような支援や社会の環境整備が「日常」を支えられるかをテーマに、「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」を議論しました。

本シンポジウムでは、「制度内」、「制度外」、「制度内外の境界」に応じた各主体間の役割と連携の姿、今後の方策を考察します。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 「第3回シンポジウム きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

【日 時】 令和4年12月20日（火）13：00～15：30

【実施方法】 YouTube 配信によるオンライン方式で開催

【参加費】 無料

【参加方法】 以下のフォームから申込
〔フォーム〕 <https://forms.gle/ccV9Vorh3EiZbcKW6>

【申込締切】 令和4年12月14日（水）17：00

【主な内容】

- ①「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介
吉川 晃（内閣官房孤独・孤立対策担当室）
- ②分科会2の紹介：現在の議論内容の報告
宮内 良樹（全国社会福祉法人経営者協議会 事務局）
- ③パネルディスカッション「孤独・孤立が生まれやすい社会における、各セクターの役割と連携」
＜モデレーター＞
大西 連（内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与）
＜パネリスト＞
高橋 良太（社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部長／全国ボランティア・市民活動振興センター長）
吉田 建治（特定非営利活動法人日本NPOセンター事務局長）
佐藤 弥斗（座間市市長）
田高 悦子（北海道大学大学院保健科学研究院創成看護学分野地域看護学・公衆衛生看護学教室教授）

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 第3回シンポジウム きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方
<https://forms.gle/ccV9Vorh3EiZbcKW6>

内閣官房 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform/index.html